

製造業を営む申立会社について、旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償、逸失利益の賠償がされた事例。

649-1

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金305万1626円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月26日

（仲介委員 新村正人）

損害項目		金額	期間	
営業損害	追加的費用	臨時運送費	A株式会社分 75,765 自 平成 23 年 3 月 17 日 至 同年 8 月 31 日	
			B 協同組合分 59,050 平成 23 年 7 月 18 日	
			同上 59,050 平成 23 年 7 月 19 日	
			同上 30,450 平成 23 年 8 月 3 日及び同月 4 日分	
			C 株式会社分 13,650 平成 23 年 9 月 19 日	
			株式会社D分 83,290 平成 23 年 9 月 19 日及び同月 20 日	
			E 株式会社分 75,161 平成 23 年 10 月 14 日	
		代替品対応	F 株式会社分 688,512 平成 23 年 8 月 22 日	
		打合せ・納品交通費	株式会社G分	30,440 平成 23 年 6 月 13 日
			同上	31,080 平成 23 年 7 月 17 日
	機械修理運搬費用	運搬費(H分)	47,250 平成 23 年 10 月 14 日	
		運搬費(有限会社I分)	819,000 平成 23 年 10 月 14 日	
		運搬費(J分)	90,000 平成 23 年 11 月 8 日	
		人件費	60,000 平成 23 年 10 月 13 日	
		同上	90,000 平成 23 年 10 月 13 日	
		同上	45,000 平成 23 年 11 月 7 日	
		厚生費(宿泊費等)	40,100 平成 23 年 10 月 13 日及び同月 14 日	
		厚生費(宿泊費等)	11,596 平成 23 年 11 月 7 日	
	修理費用	613,350 自 平成 23 年 10 月 18 日 至 平成 23 年 11 月 18 日		
	弁護士費用		88,882	
支払金額合計		<b>3,051,626</b>		

製造業を営む申立会社について、旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償、逸失利益の賠償がされた事例。

649-2

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

#### 記

損害項目 財物価値の喪失

ア 別紙1記載の平成23年3月11日当時に福島県（〇〇）所在の△△工場（以下「〇〇工場」という。）に存した△△の仕掛製品  
金818万4539円

イ 別紙2記載の平成23年3月11日当時に〇〇工場に存した△△の完成製品  
金448万3987円

損害項目 弁護士費用

ウ 本和解仲介手続における上記ア、イの損害項目に係る弁護士費用  
金38万0056円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金1304万8582円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項ア、イ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月8日

(別紙 1 及び 2 省略)

(仲介委員 新村正人)

製造業を営む申立会社について、旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償、逸失利益の賠償がされた事例。

649-3

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

#### 記

##### 損害項目 営業損害

ア 申立人と申立外A株式会社との間に存した取引が停止となったことによる逸失利益

（期間 自 平成23年7月 1日  
至 平成25年4月30日 ）

金2433万9859円

##### 損害項目 弁護士費用

イ 本和解仲介手続における上記アの損害項目に係る弁護士費用  
金73万0196円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金2507万0055円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月24日

（仲介委員 新村 正人）

製造業を営む申立会社について、旧警戒区域（避難指示解除準備区域）にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償、逸失利益の賠償がされた事例。

649-4

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

#### 記

損害項目 財物価値の喪失

ア 別紙物件目録1「第1」記載の土地

金866万9128円

イ 別紙物件目録1「第2」記載の建物

金2378万7272円

ウ 別紙物件目録2記載の固定資産

金59万0028円

損害項目 弁護士費用

エ 本和解仲介手続における上記ア、イ、ウの損害項目に係る弁護士費用

金99万1392円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金3403万7820円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項ア、イ、ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月29日  
(別紙物件目録1及び2省略)

(仲介委員 新村正人)